

住居確保給付金のしおり



令和7年12月

銚子市

目 次

1 住居確保給付金（家賃補助）とは	1
（1）支給要件	1
（2）支給額	3
（3）申請書類	4
（4）支給中の求職活動等	5
（5）支給中に常用就職した場合	6
（6）支給期間の延長等	7
（7）支給額の変更	7
（8）支給の中断	8
（9）支給の中止	8
（10）再支給	9
2 住居確保給付金（転居費用補助）とは	10
（1）支給要件	10
（2）支給額	12
（3）申請書類	12
（4）転居後の報告	14
（5）支給額の変更等	14
（6）再支給	14
3 申請窓口	15

1 住居確保給付金（家賃補助）とは

離職、自営業の廃止（以下「離職等」という。）または個人の責めに帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少（以下「やむを得ない休業等」という。）により経済的に困窮し、住居を喪失した方または住居を喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに、就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支 給 額	下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給します。 ● 単身世帯 37,200円 ● 2人世帯 45,000円 ● 3～5人世帯 48,400円
支 給 期 間	原則3か月間（一定の条件を満たせば、最長9か月まで延長が可能です。）
支 給 方 法	不動産仲介業者等の口座へ振り込みます。

（１）支給要件

次の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

① 離職等またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失した、またはそのおそれがある。

② 次のアまたはイのいずれかに該当する。

ア 申請日において、離職等の日から2年以内である。ただし、やむを得ない事情により連続して30日以上求職活動ができなかった期間がある場合は、その日数を2年に加算した期間とする（最長で4年以内）。

イ 給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、離職または廃業の場合と同等程度の状況にある。

③ 次のアまたはイのいずれかに該当する。

ア 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していた。

イ 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している。

④ 申請日の属する月の申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の収入基準額（基準額に家賃額を合算した額）以下である。

世帯人数	基準額	家賃上限額	収入基準額
1人	86,000円	37,200円	123,200円
2人	124,000円	45,000円	169,000円
3人	147,000円	48,400円	195,400円
4人	175,000円	48,400円	223,400円
5人	209,000円	48,400円	257,400円

⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の資産上限額以下である。

世帯人数	資産上限額
1人	516,000円
2人	744,000円
3人	882,000円
4人	1,000,000円
5人	1,000,000円

⑥ 公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う。ただし、経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動を行う方は、その活動をもって、当該求職活動に代えることができる。

⑦ 自治体等が実施する類似の給付等を申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていない。

- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない。

(2) 支給額

- ① 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が基準額以下の方

● 支給額 = 実際の家賃額

- ② 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が基準額を越えている方

● 支給額 = 基準額 + 実際の家賃額 - 世帯収入額

※ ①または②のいずれかの計算式で算出した額が家賃上限額を越えている場合は、家賃上限額が支給額となります。

【例1 (①の場合)】 単身世帯

実際の家賃額	40,000円
世帯の収入額	70,000円
家賃上限額	37,200円
支給額	<u>37,200円</u>

※ 実際の家賃額と支給額の差2,800円は自己負担です。

【例2 (②の場合)】 2人世帯

実際の家賃額	45,000円
世帯の収入額	150,000円
家賃上限額	45,000円
支給額	<u>19,000円</u>

基準額124,000円 + 実際の家賃額45,000円 - 世帯の収入額150,000円

※ 実際の家賃額と支給額の差26,000円は自己負担です。

【例3 (②の場合)】 2人世帯

実際の家賃額	55,000円
世帯の収入額	130,000円
家賃上限額	45,000円
支給額	<u>45,000円</u>

基準額 124,000円 + 実際の家賃額 55,000円 - 世帯の収入額 130,000円
= 49,000円 ⇒ 家賃上限額を越えているため、支給額は 45,000円

※ 実際の家賃額と支給額の差 10,000円は自己負担です。

(3) 申請書類

① 住居確保給付金支給申請書（家賃補助）

※ ちょうしサポートセンターで配布します

② 住居確保給付金支給申請時確認書（家賃補助）

※ ちょうしサポートセンターで配布します

③ 本人確認書類の写し

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、各種健康保険証、
住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、
在留カード 等

④ 離職等関係書類

ア 離職した方または自営業を廃止した方

- 離職または廃業から 2 年以内であることが確認できる書類の写し
（離職票、雇用保険受給資格者証、廃業届 等）
- やむを得ない事情により、連続して 30 日以上求職活動が
できなかった期間がある場合は、その事実を確認できる書類の写し
（医師の診断書 等）

イ 給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由、
都合によらないで減少し、離職または廃業の場合と同等程度の状況に
ある方

- 収入を得る機会が減少したことが確認できる書類の写し（勤務時間や
勤務日数の減少が確認できるシフト表、請負契約の取消しや減少が
確認できる書類 等）

⑤ 収入関係書類

- 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者に

についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し（給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ等）

⑥ 金融資産関係書類

- 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の申請日時点の残高が確認できる金融機関の通帳等の写し（預貯金通帳、債券・株式・投資信託の金額が確認できる書類等）

⑦ 入居住宅関係書類

ア 住居を喪失している方

- 入居予定住宅に関する状況通知書（家賃補助）

※ ちょうしサポートセンターで配布します

イ 住居を喪失するおそれのある方

- 入居住宅に関する状況通知書（家賃補助）

※ ちょうしサポートセンターで配布します

- 入居中の住宅の賃貸借契約書の写し
- クレジットカードの利用明細書、納付書の控え等の写し（家賃をクレジットカードや納付書を使用する方法で支払っている方のみ）

※ 住居を喪失している方は、上記①～⑦のほかに次の書類を、入居予定住宅へ入居した日から7日以内にちょうしサポートセンターへ提出してください。

- 住居確保報告書
- 賃貸借契約書の写し
- 新住所における住民票の写し

（４）支給中の求職活動等

住居確保給付金（家賃補助）の支給中は、①または②のいずれかの求職活動等を行う必要があります。

① 公共職業安定所等で求職活動を行う方

ア 毎月4回以上、ちょうしサポートセンターの支援員による面接等の支援を受ける必要があります。「職業相談確認票」を支援員へ提示して

公共職業安定所等における職業相談状況を報告するとともに、その他の就職活動の状況を「常用就職活動状況報告書」を活用するなどの方法により、報告してください。

- イ 毎月2回以上、公共職業安定所等の職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」を提示し、公共職業安定所等の担当者から相談日担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、確認印の押印を受けてください。
- ウ 原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これは公共職業安定所等における活動に限ったものではないため、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用してください。

② 自立に向けた活動を行う方

- ア 毎月4回以上、ちょうしサポートセンターの支援員による面接等の支援を受ける必要があります。「自立に向けた活動状況報告書」を支援員へ提示して自立に向けた活動の状況を報告してください。
- イ 原則月1回以上、経営相談先の経営相談を受け、「自立に向けた活動状況報告書」に、相談日、担当者名、支援内容等について受給者が自ら記載してください。
- ウ 経営相談先の助言等のもと、「自立に向けた活動計画」を作成し、ちょうしサポートセンターへ報告してください。活動計画の作成後は、毎月1回以上、当該計画に基づく活動を行ってください。
- ※ 経営相談先から公共職業安定所等での就職活動等を行うことが適当と助言を受けた場合は、速やかにちょうしサポートセンターへ報告した上、原則、①による公共職業安定所等での就職活動を行ってください。

(5) 支給中に常用就職した場合

住居確保給付金（家賃補助）の支給中に常用就職（雇用契約において、期間の定めがない、または6か月以上の雇用期間が定められているもの。）した場合は、「常用就職届」をちょうしサポートセンターへ提出してください。提出した月の翌月以降、収入額を確認できる書類をちょうしサポート

センターへ毎月提出してください。

（６）支給期間の延長等

住居確保給付金（家賃補助）の支給期間が終了する際、以下のア、イのどちらにも該当していれば、３か月の支給期間を２回まで延長及び再延長することが可能です。

ア 支給期間中に誠実かつ熱心に求職活動または自立に向けた活動を行っていた

イ (1)支給要件を満たしている (②アを除く。)

ウ 支給期間の延長または再延長を希望する場合は、支給期間の最終月に、収入と預貯金等を確認できる書類を準備してちょうしサポートセンターへお越しください。

※ 支給期間の再延長が決定した場合、それまで自立に向けた活動を行っていた方も含め、すべての方がハローワーク等での求職活動を行う必要があります。

（７）支給額の変更

次の①～③のいずれかに該当する場合は、支給額の変更ができます。

- ① 住居確保給付金（家賃補助）の支給対象賃貸住宅の家賃が変更された場合
- ② 支給期間中に世帯収入が減少し、基準額を下回った場合で、かつ、支給額が家賃上限額に達していない場合
- ③ 借主の責によらず転居せざるを得ない場合または自立相談支援機関等の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合

変更にあたっては、「住居確保給付金変更支給申請書（家賃補助）」と家賃の変更があったまたは収入が減少したことを確認できる書類を、ちょうしサポートセンターへ提出する必要があります。

（８）支給の中断

住居確保給付金（家賃補助）の支給中に、疾病または負傷により、求職活動を行うことが困難となった場合は、「住居確保給付金支給中断届」及び求職活動が困難であることを証明する書類（医師の診断書等）の提出により、支給を中断します。

中断期間中は、原則毎月１回、体調及び生活状況をちょうしサポートセンターへ報告してください。心身の回復により求職活動を行えるようになった場合は、「住居確保給付金支給再開届」の提出により、支給を再開します。

（９）支給の中止

以下の①～⑪のいずれかに該当した場合、支給を中止します。

- ① 受給者が誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合、または就労支援に関するちょうしサポートセンターの指示に従わない場合。
- ② 受給者が常用就職または受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合。
- ③ 受給者が常用就職等をしたこと及び就労に伴い得られた収入の報告を怠った場合。
- ④ 受給者が住宅から退去した場合。（借主の責によらず転居せざるを得ない場合、またはちょうしサポートセンターの指導により同一の自治体内での転居が適当である場合を除く。）
- ⑤ 虚偽の申請等、不適正受給に該当することが明らかになった場合。
- ⑥ 受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合。
- ⑦ 受給者または受給者と同じの世帯に属する者が暴力団員と判明した場合。
- ⑧ 受給者が生活保護費を受給した場合。
- ⑨ 支給の中断をした場合において、中断を決定した日から２年を経過した場合。

- ⑩ 中断期間中において、受給者が毎月１回の面談等による報告を怠った場合。
- ⑪ 上記のほか、受給者の死亡など、支給することができない事情が生じた場合。

(10) 再支給

住居確保給付金（家賃補助）の支給中または支給終了後に、常用就職または給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した後、新たに解雇（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）その他事業主の都合による離職、廃業（本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く。）もしくは就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して１年を経過している場合であって、支給要件に該当する方については再支給することができます。

2 住居確保給付金（転居費用補助）とは

同一の世帯に属する方の死亡、離職等またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失した方または住居を喪失するおそれのある方を対象として、転居費用相当分の給付金を支給するとともに、家計の改善に向けた支援を行います。

支 給 額	下記を上限として、転居に要する費用を支給します。 ● 単身世帯 111,600円 ● 2人世帯 135,000円 ● 3～5人世帯 145,200円
支 給 方 法	転居先の住宅に係る初期費用は、不動産仲介業者等の口座へ振り込みます。そのほかの費用は個々の状況に応じて、不動産仲介業者等の口座、または受給者の口座へ振り込みます。

（１）支給要件

次の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 申請者と同一の世帯に属する方の死亡、または申請者もしくは申請者と同一の世帯に属する方の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入の合計額が著しく減少し、住居を喪失したまたはそのおそれがある。
- ② 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内である。
- ③ 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している。
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の収入基準額（基準額に家賃額を合算した額）以下である。

世帯人数	基準額	家賃上限額	収入基準額
1人	86,000円	37,200円	123,200円
2人	124,000円	45,000円	169,000円
3人	147,000円	48,400円	195,400円
4人	175,000円	48,400円	223,400円
5人	209,000円	48,400円	257,400円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の資産上限額以下である。

世帯人数	資産上限額
1人	516,000円
2人	744,000円
3人	882,000円
4人	1,000,000円
5人	1,000,000円

- ⑥ 家計に関する相談支援において、次のアまたはイのいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められる。

ア 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれる。

イ 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額が増加するが、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれる。

- ⑦ 自治体等が実施する類似の給付等を申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていない。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない。

(2) 支給額

実際に転居に要する費用のうち、次の表の支給対象となる経費に相当する額を支給します。

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
● 転居先への家財の運搬費用 ● 転居先の住宅に係る初期費用 (礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料) ● ハウスクリーニングなどの原状回復費用(転居前の住宅に係る費用を含む) ● 鍵交換費用	● 敷金 ● 契約時に払う家賃(前家賃) ● 家財や設備(風呂釜、エアコン等)の購入費

ただし、次の表の支給上限額を超える分については、自己負担となります。
(表中の支給上限額は銚子市内の住居に転居する場合の額であり、転居先の住居が所在する市町村により異なります。)

世帯人数	支給上限額
1人	111,600円
2人	135,000円
3人	145,200円
4人	145,200円
5人	145,200円

(3) 申請書類

① 住居確保給付金支給申請書(転居費用補助)

※ ちょうしサポートセンターで配布します

② 住居確保給付金支給申請時確認書(転居費用補助)

※ ちょうしサポートセンターで配布します

③ 本人確認書類の写し

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、各種健康保険証、住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍全部事項証明書、在留カード 等

④ 収入減少関係書類

世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し（給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ 等）

⑤ 離職等関係書類

世帯収入額が著しく減少する直前に、申請者と同一の世帯に属する者が死亡、または申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し（離職票、廃業届 等）

⑥ 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し（給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ 等）

⑦ 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の申請日時点の残高が確認できる金融機関の通帳等の写し（預貯金通帳、債券・株式・投資信託の金額が確認できる書類 等）

⑧ 住居確保給付金要転居証明書

家計に関する相談支援において、家計改善のために転居が必要と認められた方に対し、ちょうしサポートセンターが交付します。

⑨ 居住維持費用関係書類（持家の場合のみ）

申請者が持家に居住している場合は、その居住の維持に要する費用（固定資産税、火災保険料等）の月額を確認できる書類の写し

⑩ 入居予定住宅に関する状況通知書（転居費用補助）

※ ちょうしサポートセンターで配布します

⑪ 初期費用以外の転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）の額及び内訳が確認できる書類（見積書 等）

（４）転居後の報告

転居後 7 日以内に新住所への住民登録を行い、次の書類をちょうしサポートセンターへ提出してください。

- ① 住居確保報告書
- ② 賃貸契約書の写し
- ③ 新住所における住民票の写し
- ④ 転居に要する費用の実際の支出額を確認することができる書類（領収書等）

（５）支給額の変更等

転居に要する費用の実際の支出額が支給額を上回っており、かつ支給額が上限額に達していない場合は、支給額を変更することができます。変更にあたっては、「住居確保給付金変更支給申請書（転居費用補助）」を、ちょうしサポートセンターへ提出する必要があります。

転居に要する費用の実際の支出額が支給額を下回っている場合は、差額を返還する必要があります。

（６）再支給

住居確保給付金（転居費用補助）の支給後に、受給者と同一の世帯に属する者の死亡、または申請者もしくは受給者と同一の世帯に属する者の離職、休業等（本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く。）により世帯収入が著しく減少し、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して 1 年を経過している場合であって、支給要件に該当する方については、再支給することができます。

3 申請窓口

ちょうしサポートセンター

(銚子市自立支援相談センター)

住 所	銚子市双葉町 2 - 2 9
電話番号	0 4 7 9 - 2 4 - 0 8 8 0 0 1 2 0 - 2 4 0 - 7 3 7 (フリーダイヤル)
受付時間	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで ※ 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は除く